## 亀山市都市マスタープランに関する実績等報告書(令和4年度)

(建設部都市整備課)

## ■計画の基本情報

■計画の基本情報						
計画期間	H 31 ~ R 9 年度					
位置付け	本計画は、都市計画法第18条の2において規定される市町村の都市計画に関する 基本的な方針を策定するものであり、市町村の建設に関する基本構想(亀山市総合計画)に即したものである必要があり、総合計画基本構想に掲げる都市空間形成方針を具現化するものである。					
目的・概要	亀山市の都市づくりの基本理念や土地利用及び都市施設の整備に関する基本方針を明らかにすることで、将来にわたり暮らしやすい都市を形成することを目的としており、都市形成の基本的な方針を定めることで、各地域が連携し魅力ある都市を形成するための指針としての役割を担う。					
	将来の都市のイメージ					
	都市づくりの目標 将来の都市構造					
計画の骨格	福本   1					
	都市づくりの戦略方針(重点項目)					
	エリアを対象にし					
	関宿周辺まちづくり   関宿周辺まちづくり   井田川地域の住宅団地再生					
	適切な土地利用の誘導(土地利用制度の検討・運用)					

## ■成果指標

成果指標名  「単位		現状値	実績値 (R3)	目標値	
		十四		(112)	
1	設定なし				
2					
3					
L					
4					
5					

## ■計画の実績等

取組実績	「都市施設整備の方針(交通施設整備の方針)」について、都市計画道路 木崎 新所線の都市計画決定を実施した。 「都市整備の方針(用途地域の見直し方針)」については、亀山PAスマートインター チェンジ周辺地区の用途指定を行った。また、関ヶ丘地区での用途地域指定を進 めるため、パブリックコメントや住民説明会等の法定手続きを進めた。 「都市づくりの戦略方針(エリアを対象にした都市づくり)」については、エリアプラン策 定を進めるため、井田川地区において、地域説明会等を実施した。						
	都市計画道路 木崎新所線の都市計画決定(R4.6.1)を行った。また、亀山PAスマートインターチェンジ周辺地区の用途地域指定(R4.8.30)を行った。						
	関ヶ丘地区での用途地域指定については、コロナ渦による住民説明会の遅延等						
成果	により年度内での都市計画決定までは至らなかったが、概ねの法定手続きを年度 内に進めることができた。						
,	エリアプランの策定については、新たな地域役員への説明会を行い、地域との合						
	意形成を進めることができた。						
60 A = 1 ==	1.快適さを支える生活基盤の向上   (1)魅力的な都市空間の形成 ①計画的な土地利用の推進						
総合計画 推進への							
寄与度	魅力的な都市空間の形成を推進するため、都市計画道路の見直しを行うととも に、都市機能や居住の適切な誘導を行うための「適切な土地利用の誘導」に寄与						
	できた。						

今後の方向性	地域の現状に則した意見聴取方法により、住氏との台意形成を図り、関係部者との調整のうえ、検討を進めていく。
	┃ 誘導区域の魅力向上による集剤化を図れる計画と制度を束定し、これにより 都
	市の価値と魅力(都市力)の向上」につなげていく。 